

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

佐賀県

## 2 構造改革特別区域の名称

佐賀県イノシシわな猟免許特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

佐賀県の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 特別区域の自然条件

佐賀県は、九州の北西部に位置し、東は福岡県、西は長崎県に接し、北は玄海灘、南は有明海に面している。

県南部は、河川の沖積作用と有明海の干満による泥土の供給によって形成された佐賀平野が広がっているが、県北部は大小の山塊が群立し、丘陵状の景観を有している。

県土の7割近くが標高200m未満であり、低標高域が広く存在していることから、傾斜の緩やかな丘陵地で里山を好むイノシシの生息環境に適している。また、本県は、九州の中では比較的寒冷乾燥であるが、積雪が少ないことから、気候条件もイノシシの生息環境に適したものとなっている。

### (2) イノシシ被害の状況

本県におけるイノシシは、昭和40年代前半まで、長崎県側の多良岳山系にのみ分布していたが、昭和40年代後半以降、福岡県筑紫山地を経て、脊振山系に出現し、その後県西部へ広がった。

現在では、県内の平坦地及び離島を除く県内全域でイノシシの生息が確認されており、生息域の拡大に伴い、イノシシによる水稲、果樹など農作物への被害が増加し、農家の生産意欲の減退を招くなど、中山間地域の農業経営に深刻な打撃を与えている。

このような中、本県におけるイノシシの捕獲数は、近年、急激に増加し、平成16年度は1万4千有余にも上っているものの、農作物被害の拡大を抑制するまでには至っていない。

【表 1】イノシシによる農作物被害金額等の推移

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H16/H11
被害面積 (ha)	625.7	666.2	738.7	873.0	769.1	918.6	146.8%
被害金額 (百万円)	239.5	282.1	368.2	416.9	335.7	359.7	150.2%
うち水稲 (百万円)	95.2	119.0	124.0	151.3	142.1	170.0	178.6%
うち果樹 (百万円)	84.2	87.9	128.3	169.4	141.4	124.7	148.1%

【表 2】イノシシの捕獲数の推移

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H16/H11
捕獲数 (頭)	5,079	5,728	8,479	10,675	9,608	14,165	278.9%
狩猟 (頭)	3,012	2,940	3,831	4,217	5,015	6,287	208.7%
有害鳥獣捕獲 (頭)	2,067	2,788	4,648	6,458	4,593	7,878	381.1%

## (3) 狩猟免許所持者の状況

本県では、ここ数年、狩猟免許の所持者数は漸増している。これは、狩猟免許の更新を行わない者がいる一方で、県が農林業者等による自衛駆除体制を整備するために網・わな猟免許取得の助成を行った平成15年度を除いても、新規取得者数が、平成11年度以降、毎年度、80人前後の、ほぼ一定の人数が確保されていることによるものと考えられる。

しかしながら、狩猟免許所持者の高齢化が進んでおり、60歳以上の者が全体の約半数を占めていることから、今後、狩猟免許の所持者数は減少に転じることも十分考えられる。

なお、近年のイノシシによる農作物被害の増加に対応し、銃器に比べ取扱が簡易で捕獲がより期待できる、わなで狩猟をしようとする者が多くなっていること等から、網・わな猟免許の所持者数が増加しており、平成16年度で全体の45%を占めている。

【表 3】狩猟免許所持者数の推移

狩猟免許の種類	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H16/H11
網・わな猟免許 (人)	595	623	659	694	827	870	146%
第一種銃猟免許 (人)	1,213	1,093	1,110	1,123	1,002	999	82%
第二種銃猟免許 (人)	134	71	66	58	49	46	34%
計 (延べ) (人)	1,942	1,787	1,835	1,875	1,878	1,915	99%
うち60歳以上	45%	42%	45%	47%	47%	49%	

【表 4】狩猟免許新規取得者数の推移

狩猟免許の種類	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H16/H11
網・わな猟免許 (人)	57	68	52	50	179	70	122.8%
第一種銃猟免許 (人)	19	20	29	22	31	12	63.2%
第二種銃猟免許 (人)	6	3	9	3	5	1	16.7%
計 (延べ) (人)	82	91	90	75	215	83	101.2%

## 5 構造改革特別区域計画の意義

イノシシによる農作物被害を防止するためには、適切な捕獲を実施し、個体数の調整を行っていくことが重要であるが、近年、捕獲活動に従事できる狩猟免許所持者が高齢化しており、今後、狩猟免許所持者数が減少することが懸念されることから、狩猟免許の新規取得者を一人でも多く確保していくことが重要な課題となっている。

しかしながら、イノシシの捕獲によく使用されているわなについては、現在、網とわなの両方の技術や知識に係る狩猟免許試験を受けることによって取得ができる「網・わな猟免許」がなくては使用することができないため、その免許を取得しようとする者にとっては、イノシシの捕獲には使用することのない網についても、その技術や知識の習得を余儀なくされ、受験の際の負担となっている。

そこで、わな猟に特化した問題で構成された試験を受けることによって「網・わな猟免許」を取得できるようになる特区の認定を受け、受験者の負担軽減を図ると同時に、わな猟に関する知識や専門性を高めることとする。

この特例措置により、わな猟免許の取得が促進され、イノシシの捕獲従事者がより多く確保できるようになる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

この特例措置の活用により、わな猟免許の取得を促進し、一人でも多く確保された捕獲従事者の協力の下、適切な捕獲による個体数調整を行うとともに、侵入防止柵の設置など防除対策にも積極的に取り組むことにより、イノシシによる農作物被害を防止し、農家経営の安定を図る。

## 7 構造化区画特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

イノシシによる農作物被害が防止されることにより、中山間地域の水稲、果樹など、被害を受けていた農作物の生産性が向上するとともに、これまで作付けを見合わせていた農作物の作付け拡大も可能となる。

また、イノシシによる度重なる被害を受けて、意に反しやむを得なかった耕作放棄の発生が抑制され、県土や環境の保全、水源のかん養など、中山間地域の農地の持つ多面的機能の確保が図られる。

なお、イノシシによる農作物被害金額を現時点（平成16年度）の二分の一に抑えることを目標とする。

	現 状 (16年度)	目 標 (22年度)	対 比
イノシシによる農作物被害金額	359.7百万円	180百万円	50.0%

## 8 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 狩猟免許試験の実施

毎年度、7月から8月にかけて、県射撃研修センターで実施。なお、平成15年度から、試験の実施回数をそれまでの2回(平日のみ)から3回(平日1回、休日2回)に変更し、狩猟免許取得の機会を拡大。

### (2) 狩猟免許の更新講習の実施

毎年度、6月に、県内を数地区に分けて実施。

### (3) 特定鳥獣保護管理計画の実施

平成15年3月に策定した「特定鳥獣保護管理計画」に基づき、個体数調整と被害防止対策を的確に実施。

### (4) 有害鳥獣被害防止対策事業の実施

広域駆除対策協議会が行うイノシシ被害防止のための次の取組に対し助成。

- ・ 猟友会への捕獲委託
- ・ 電気牧柵の設置
- ・ 箱わなの設置
- ・ くくりわなの設置
- ・ 捕獲報償金の交付

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

佐賀県において、網又はわなに係る狩猟免許を取得しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

現行においては、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっているが、特区内に限り、網又はわなを選択して網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、網・わな猟免許を受けることができるように措置する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

「網・わな猟免許」については、現在、網とわなの両方の技術や知識に係る狩猟免許試験を県が実施しているが、特例措置により、「網・わな猟免許」に係る狩猟免許試験については、特区の区域に住所を有する申請者から網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を実施することができるようにする。

なお、この特定事業により取得した狩猟免許については、当該特区内において、申請時に選択した猟具（網又はわな）ごとに狩猟者登録を受けることとし、当該特区以外の地域において狩猟者登録を受けること及び申請時に選択した猟具以外の猟具について狩猟者登録を受けることはできないこととする。

なお、県としては、特定事業の実施に当たり、以下の作業を行う。

網・わな猟免許に係る申請書の様式の改正

同免許について、網及びわなのそれぞれの試験問題の作成

同免許について、網及びわなのそれぞれの狩猟者登録申請書様式の改正

同免許について、網及びわなのそれぞれの狩猟者登録証の様式の改正